

令和四年十月五日提出
質問 第三号

防衛省及び自衛隊に関する質問主意書

提出者 末松義規

防衛省及び自衛隊に関する質問主意書

一 防衛省及び自衛隊の職員と、ジュネーブ条約上の捕虜との関係について

政府は、参議院議員櫻井充君提出自衛隊員とジュネーブ条約上の捕虜との関係に関する質問に対する答弁書において、自衛隊の位置付けを「一般にはジュネーヴ諸条約上の軍隊に該当すると解される」との見解を示している。

1 NATO締約国である英国、米国、仏国、独国、NATO本体は、自衛隊を軍隊であると認識しているかについて事実関係を示されたい。

特に、自衛隊の位置付けについて、関係国政府の公式文書において軍隊と確認しているか否か、または、公式声明で確認しているか否かについて示されたい。

2 ジュネーブ諸条約では、我が国の自衛隊を軍隊であると認識するか否かは、各国の判断に委ねられていると考える。

報道上で、我が国の潜在的な敵国と引用されることの多い中国、ロシア、北朝鮮は、自衛隊を軍隊であると認識しているか否かについて示されたい。

特に、これらの諸国の政府の公式文書で確認しているものがあるか否か、または、公式声明があるか否か示されたい。

3 ジュネーブ諸条約上で、自衛隊を軍隊と認識していない国があれば、自衛隊員は捕虜として扱われないことになると考えてよいか。

また、正当に捕虜として扱われないことになれば、捕虜としての待遇を受けずに拷問や虐待等が勝手になされることはあり得るか否か。

4 各国が雇用する民間の傭兵については、ジュネーブ諸条約上、捕虜としての待遇が適用されることになるのか、ならないのか示されたい。

5 自衛隊以外の防衛省職員は、自衛隊の構成員という位置づけで捕虜として待遇されるのか、そうでないのか示されたい。

6 さらに、自衛隊を軍隊と認めていない国が我が国に攻撃を仕掛けてきた場合、自衛隊員として適切に反撃するケースもあろう。

その場合、該当自衛隊員が、自衛隊を軍隊と認めていない国から違法行為であるとして、裁判所に訴

えられる可能性はないか。

二 航空自衛隊パイロットの自衛措置について

昭和五十八年十月四日の衆議院・外務委員会で防衛庁江間運用第一課長が、「武器の使用の関係につきましては上級の指揮官、通常、総隊司令官あるいは方面隊司令官の許可を得て武器を使用するというのが原則でございます。ただ、現実にはみずからが攻撃を受けるということで正当防衛、緊急避難という場合にはその許可を得ているいとまがないような場合には、そのパイロットの判断で武器を使用することもあり得ます」と答弁している。

1 戦闘機同士の空中戦等の場合、正当防衛・緊急避難等の理由で、パイロットが自らの瞬時の判断で敵の戦闘機を撃ち落とした場合には、パイロット個人の責任は一切問われないと解して良いか。

三 戦闘現場における第一線救護について

平成二十八年十月に策定された防衛省の「緊急救命行為実施要領」には、第一線救護衛生員は、一般的な救急救命行為に加え、同実施要領により、①気道閉塞に対する輪状甲状靭帯切開・穿孔、②緊張性気胸に対する胸腔穿刺、③出血性ショックに対する輸液路の確保と輸液、④痛みを緩和するための鎮痛剤投

与、⑤感染症予防のための抗生剤投与が実施可能と規定されている。

1 これらの処方以外に、通常、戦闘地域後方に位置していると思われる防衛省の医師の指示に従って、それ以外の医療行為を行うことはまったく問題ないと考えるが如何。

同様に、医師法に違反することはまったく無いと考えるが如何。

四 防衛研究所職員のテレビ等での個人的見解の発言について

最近のウクライナ紛争等のテレビ報道等を見ていると、防衛研究所職員がテレビ出演をして、関係国の動きを一方的に判断・批判を行い、それが防衛省の立場であるかのような誤解を受ける事例が散見される。

1 外部に対する意見表明等に際する事前手続き等は定められていると承知しているし、自由な研究環境の確保も重要であるとの立場は理解できるが、政治的・外交的に機微な事項の表現等については、世間に誤解を与えないように、それなりの表現の工夫の余地があると思料するが如何。

2 また、防衛研究所の職員がマスメディアに出る際に、何を実際に発言したのかをチェックする体制は未だ確立されていないと承知しているが、実際のチェック体制の必要性をどのように考えているのか。

チェック体制を強化することは検討しないのか。

右質問する。